



社会福祉法人による法人後見事例

1. 法人について

法人名	社会福祉法人〇〇（社会福祉協議会以外）
法人概要	1980年代、任意団体として活動を開始 ▽△年、特定非営利活動法人設立認可 ○△年、社会福祉法人設立認可 ▽〇年、成年後見事業を開始
事業	障害者を対象とした ・グループホーム ・通所系事業所 ・計画相談事業所 ・成年後見センター 等を運営

（設立経緯）

精神障害者家族・精神障害者・市民・医師・行政担当者（保健所、福祉事務所生活保護課等）が設立した。

提供事例は個人情報保護の観点から事実関係を改変しています

2. 事例 1 姉から暴力を受けた事案で個人での受任が断られた事例

① 本人について



年齢 40代 ・ 女性 ・ 療育手帳3級 ・ 中等度判定

障害支援区分 5

外出は一人で可能だが金銭管理・服薬管理は困難

② サービス等利用状況



生活保護を受給。精神科診療所に通院

グループホームに入居、生活介護事業所へ通所、休日の外出と通院にはヘルパーを利用

③ 家庭環境について



4人きょうだいの末子。兄は子どもの頃死亡、父は〇〇年に死亡、母は特別養護老人ホームに入居

近くに姉が一人住んでいる。もう一人の姉は一切のかかわりを拒否している

④ 経済状況について

月額収入: 11万円 (障害年金等約7万円、生活保護費4万円)

月額支出: 11万円 (GH利用料(食費含む)7万円、小遣い(昼食費・衣料品等)4万円)

3. (事例1) 生活歴から後見人等選任までの経緯

① 母が特養ホームに入居する前まで

- ① 特別支援学校高等部卒業後、地域の作業所に通所、姉2人は家をでて両親と3人暮らしだった
- ② ○○年に父が死亡、母も要介護状態となり、近くに住む姉が通い面倒をみていた

② グループホームへ入居するまで

- ③ ○○年、母が特別養護老人ホームへ入所したため、姉が本人と同居するが姉が本人を叱責することが日常化する
- ④ 姉が大声で本人を叱責したため、近所の人が警察へ通報、本人は姉を恐れるようになる
- ⑤ 事件のあと、本人は緊急でグループホームへ入居

③ 受任打診まで

- ⑥ 姉は「あの子を厳しくしつけないといけない」と今後も強くかかわると言い、本人の安全確保も課題となる
- ⑦ グループホーム入居前は姉が金銭管理をしていたが、現在は日常生活自立支援事業で月2回訪問し、小分けした現金を本人に渡し、本人は全額をリュックに入れ毎日持ち歩いている。生活全般を自治体担当課、通所事業所、計画相談支援事業所、地区社会福祉協議会、グループホーム等多くの関係機関が協力し支えている
- ⑧ 自治体担当課から、首長申立てによる後見制度利用を検討中であり、姉が本人を探し出し不適切にかかわる恐れがあるため、個人受任は難しく、法人後見が望ましいとの結論が出たため、障害者支援について経験豊富な当法人に受任を依頼したいとの相談があった

4. (事例1) 受任から生活が安定するまでの間、後見人等が行った事

④ 受任打診から審判確定までの経緯

〇〇年8月	自治体担当課からの受任打診について法人内で検討、受任検討委員会で検討することを決定 受任検討委員会で法人と本人に利益相反関係はなく、今後の本人の生活、専門的支援を考慮すると法人で受任することを適当とするとの結論→候補者受諾を決定
〇〇年10月	首長申立て。姉に行動化の心配があるため、本人住所は姉には連絡しないこととする
〇〇年12月	審判確定・監督人なし 自治体担当課、通所事業所、グループホーム、計画相談等の担当者等と引継ぎ

⑤ 生活が安定するまでの間、後見人等が行ったこと

〇×年1月～	関係機関の担当者が集まり、支援内容を協議。グループホームから、服薬管理・お小遣い管理・荷物管理・通院支援・持ち物管理・病院やヘルパー事業所との連絡などのサービスは実施していないため、後見人と他の関係機関での対応を希望する旨の申し出あり。当法人グループホームでのサービスと大きな違いがあるため、きめ細やかな対応を依頼するが、サービス開始間もなくノウハウもないため難しいとの回答だった 月2回訪問し、小遣い渡しを行う。お薬カレンダーへの配薬、ヘルパーの日程調整、本人希望の日常的買い物にかかる金額の確認と追加受け渡し・衣服の過不足など日常の支援を後見人と関係機関職員が対応する。本人からは、「怒られるから他のホームに行きたい」「ここにはいたくない」などの訴えが頻繁になる
〇×年4月	法人内カンファレンスでグループホームを含め、それぞれの機関が担う役割について検討を行う
〇×年6月	関係機関間での連絡の徹底に取り組む。カンファレンスや都度連絡で情報の一元化や方向性の確認を行い、少しずつ各機関の役割分担や連携が図られつつある

5. (事例2) 精神障害者支援に詳しい法人に依頼したいと希望を受けた事案

① 本人について



70代男性、統合失調症・認知症

要介護3

外出は一人で可能だが金銭管理・服薬管理は困難

② サービス等利用状況



高齢者向け住宅を賃借していたが、〇〇年7月から特別養護老人ホームにてショートステイ利用中

③ 家庭環境について



3人きょうだい末子。両親なく遠方に住む高齢の兄が1人存命

婚姻歴なし、子なし

④ 経済状況について

月額収入: 12万円 (障害年金等約8万円、信託財産からの支援4万円)

月額支出: 16万円程度 (特養利用料10万円、高齢者向け住宅賃料6万円)

兄が本人支援のため銀行に信託した信託財産 1,000万円

高齢者住宅を賃借中で、荷物処分は行っていない

6. (事例2) 生活歴から後見人等選任までの経緯

① 20代で統合失調症の発症から70歳で高齢者向け住宅に居住するまで

- ① 20歳代で統合失調症を発症、通院しながら働いていたが、50歳頃から精神障害者のグループホームに入居、作業所に通う
- ② 加齢に伴い通所と共同生活が困難となり、70歳からは高齢者向けアパートに居住し、介護サービスを利用し生活
- ③ 父は、3年前に死亡、相続財産の一部を本人の生活支援のため信託銀行に信託した

② 特養の利用から受任打診まで

- ④ 〇〇年7月、自宅で熱中症で倒れ救急搬送、そのまま特別養護老人ホームにショートステイとなる
- ⑤ ショートステイ中、時に幻聴・幻覚・自傷行為など精神症状が現れ、病状が悪化すれば対応困難といわれている
- ⑥ 本人は一人暮らしや金銭管理に不安を抱き財産管理や介護施設への入居手続きを誰かに頼みたいと希望している
- ⑦ きょうだいは遠方に住み、かつ、高齢で本人の支援は困難なため、第三者による支援を希望
- ⑧ 支援にあたっていた自治体担当課から、高齢者向け住宅の解約、介護保険施設との契約を当面の課題として、後見制度利用を検討中であり、障害特性を理解し、活動実績のある当法人に受任を依頼したい

7. (事例2) 受任から生活が安定するまでの間、後見人等が行った事

④ 2020年8月受任打診から2021年2月に審判確定まで

〇〇年8月	自治体担当課からの受任打診に対し、法人内で検討、受任検討委員会で検討することを決定
〇〇年11月	受任検討委員会で、法人と本人に利益相反関係がなく、今後の本人の生活、専門的支援を考慮すると法人で受任することを承諾するとの結論→候補者受諾を決定。親族申立て
〇×年2月	審判確定・監督人なし

⑤ 生活が安定するまでの間、後見人等が行ったこと

〇×年3月	自治体担当課と引継ぎ 年金・介護保険・国民健康保険（限度額認定）・銀行等手続き等
〇×年4月	特養未払金支払い 銀行で信託財産につき確認、送金額の相談を行う 本人と認知症対応グループホームを見学、「ここに住みたい」との希望を受け、契約・入居へ 自宅を解約、自宅物品整理に本人同行 精神科通院について調整。グループホームからは訪問診療の提案を受けるが、統合失調症の治療には不向きであるため、主治医を変更しないこととする。通院は当初は後見人が付き添い、安定後は自費ヘルパー事業所と契約、ヘルパーによる同行診療とする

8. (まとめ) 法人後見の特長

① 一般的な法人後見の特長

- ① 長期に支援が必要と見込まれる当事者に対しての支援が可能
- ② 法人として組織対応することで、個人では受任が難しいような事案の受任が可能
- ③ 法人として業務の監査体制をもっている

② 社会福祉法人が法人後見に携わることのご本人への支援のメリット

- ① 地方自治体による法人の指導監査体制が整っており、不正行為が行われにくい
- ② 国による情報公開体制が整っており、財産状況や運営状況がチェックできる
- ③ 社会福祉法人として決められた基本財産があり、財政基盤がしっかりしている
- ④ 長く活動を続けている実績があり、地域関係機関との連携が支援に活かせる
- ⑤ 地域に根付き、長年活動を続けており、地域住民や関係機関が法人の良し悪しを評価できる
- ⑥ 福祉の支援に携わってきたそれぞれの法人の専門性を成年後見での支援に活かすことができる
- ⑦ 専門職等の受任者が少ない地域でも、社会福祉法人が候補者となりうることで、選択の幅が広がる